

第4回（平成17年7月20日）介護予防サービス評価研究委員会 提出資料
--

介護予防に関する各研究班の検討状況について

1. 介護予防に関する研究班

- 今般の介護保険法等の一部改正法に基づき、新予防給付に係るサービスや介護予防ケアマネジメントの内容、地域支援事業における介護予防事業の内容等の検討の参考とするため、以下の分野について、それぞれの専門家に依頼し、技術的に考慮すべき点等の検討をしていただいたところ。

- | | |
|---------------|---------------------|
| ※ 介護予防に関する研究班 | |
| I | 総合的介護予防システムについての研究班 |
| II | 運動器の機能向上についての研究班 |
| III | 栄養改善についての研究班 |
| IV | 口腔機能の向上についての研究班 |
| V | 閉じこもり予防・支援についての研究班 |
| VI | 認知症予防・支援についての研究班 |
| VII | うつ予防・支援についての研究班 |

- 今般、現時点におけるこれらの研究班の検討内容は、別添のとおりである。

2. 本検討内容の位置付け

- これらは、各分野の専門家によって構成される研究班における検討内容である。
- 今後、厚生労働省においては、本検討内容も踏まえつつ、制度的な観点から、介護予防に係るサービスや介護予防ケアマネジメントの内容についての検討を進めることとしている。

上記のうち、介護予防ワーキングチームに関係する「II 運動器の機能向上についての研究班」「III 栄養改善についての研究班」「IV 口腔機能の向上についての研究班」の概要を、本紙に添付する。

Ⅱ. 運動器の機能向上マニュアル（案）（概要）

（新予防給付）

サービスの種類	対象者	主な担当職種	実施場所	サービス内容	目標設定・評価期間	
介護予防通所介護	生活機能の向上のために、運動器の機能向上に関する機能訓練を必要とする要支援者	機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師） 看護師等 経験のある介護職員 生活相談員等	介護予防通所介護事業所 （必要に応じて居宅を訪問）	① 二次アセスメント（事前のアセスメント） ② 実施計画の作成 ③ 運動の実施 ④ 相談等	○看護職員等の医療従事者によるリスクの評価 ○理学療法士等による評価（関節可動域、筋力等） ○体力測定 ○健康関連QOL測定 ○実施計画（原案）の作成 ○説明と同意 ○ストレッチング ○バランストレーニング ○コンディショニングトレーニング ○筋力向上トレーニング ○機能的トレーニング 等 ○日常生活上の運動に関する相談 ○地域での自立活動促進等のための個別相談 等	6月に1回 （機器を用いる場合は3月に1回）
介護予防通所リハビリテーション	生活機能の向上のために、運動器の機能向上に関するリハビリテーションを必要とする要支援者	医師（専任） 理学療法士 作業療法士 看護師等 経験のある介護職員 等	介護予防通所リハビリテーション事業所 （必要に応じて居宅を訪問）	⑤ 事後のアセスメント ※通所リハビリテーションでは、医学的な管理の下でより専門的なプログラムを実施	○ニーズの達成度、身体機能、関連QOL等进行评估し、事業評価を実施	6月に1回 （機器を用いる場合は3月に1回）

Ⅲ. 栄養改善マニュアル（案）（概要）

（新予防給付）

サービスの種類	対象者	主な担当職種	実施場所	サービス内容	目標設定・評価期間
介護予防通所介護	低栄養状態のおそれのある者	管理栄養士	介護予防通所介護事業所（必要に応じて居宅訪問）	<p>①二次アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低栄養状態のリスクの評価、健康状態、栄養状態、食事に関する意向や意欲、主観的健康感の把握 ○買い物・食事づくり担当者、共食者とその意向や意欲 ○食事に関する嗜好、アレルギー、食事摂取行為の自立、形態、食事づくりや買い物状況、配食サービスの利用等の環境等の把握 ○食べ方や飲み方の観察 ○低栄養状態と関連した口腔、摂食・嚥下障害、下痢、便秘、脱水などの問題の把握 ○食事行為に関する知識・技術・意欲の状況 ○食習慣、生活習慣 <p>②栄養改善サービス計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○解決すべき課題 ○長期目標、短期目標 ○食事（タンパク質、エネルギー及び水分の必要量と個別対応事項）、訪問介護等における調理や買い物援助との連携事項、栄養食事相談、多職種による課題の解決等 	6月に1回
介護予防通所リハビリテーション	低栄養状態のおそれのある者	管理栄養士	介護予防通所リハビリテーション事業所（必要に応じて居宅を訪問）	<p>③個別的で重点的な栄養食事相談（6月間に8回程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画に基づく課題解決に向けた相談 ○栄養・食事に関する相談（「食べること」への意欲を重視） <p>④モニタリングの実施と計画の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己実現の意欲、主観的健康観等、低栄養状態のリスク、摂取量、計画の実践状況 ○モニタリングの結果に応じた計画の修正 <p>⑤評価及び地域包括センターへの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己実現の課題と意欲、低栄養状態のリスク、サービス継続の必要性、計画の概要と実施状況、総合評価 <p>※通所リハビリテーションでは、医学的な管理の下でより専門的なプログラムを実施等</p>	6月に1回

IV. 口腔機能の向上マニュアル（案）（概要）

（新予防給付）

サービスの種類	対象者	主な担当職種	実施場所	サービス内容	目標設定・評価期間
介護予防通所介護	口腔機能の低下のおそれがある高齢者	歯科衛生士 看護師等 言語聴覚士	介護予防通所介護事業所	<p>①二次アセスメント（事前のアセスメント）</p> <p>○利用者の口腔内の状態、改善目標を把握</p> <p>②介護予防サービス計画の立案</p> <p>○個々の特性を踏まえた介護予防サービス計画の策定 ※歯科衛生士等による「専門的サービス」、介護職員等による「基本的サービス」、本人が行う「セルフケアプログラム」を立案</p> <p>③介護予防サービス計画の説明と同意</p> <p>○介護サービス計画を説明し、同意により介護サービス計画を決定</p> <p>④サービスの提供 ※専門的サービス（月1～2回）：(1)(2)(3)AB ※基本的サービス（毎回）：(2)(3)B ※セルフケアプログラム（毎日）：(2)(3)B</p> <p>(1)口腔機能の向上の教育（口腔清掃の必要性等）</p> <p>(2)口腔清掃の指導・実施（口腔、義歯清掃法の指導・実施等）</p> <p>【介護予防通所介護事業所で行う指導・実施】</p> <p>(3)摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施 A：摂食・嚥下器官等の運動等の訓練の指導・実施等 B：日常的な口腔機能の向上の訓練（「健口体操」等）の指導・実施等</p> <p>【介護予防通所リハビリテーション事業所で行う指導・実施】</p> <p>(3)摂食・嚥下機能に関するリハビリ・訓練の指導・実施 A：摂食・嚥下器官等の運動等のリハビリ・訓練の指導・実施等 B：日常的な口腔機能の向上の訓練（「健口体操」等）の指導・実施等</p> <p>⑤モニタリング</p> <p>○歯科衛生士等による月1回、介護職員等による毎回</p> <p>⑥事後のアセスメント</p> <p>○目標の達成度合、口腔内の状態の変化等の評価</p> <p>⑦地域包括支援センターへの報告</p> <p>○目標の達成度合、口腔内の状態の変化等の報告</p> <p>※医師、歯科医師との連携を充実させる。</p>	3月に1回
介護予防通所リハビリテーション	口腔機能の低下のおそれがある高齢者	看護師等 言語聴覚士 歯科衛生士	介護予防通所リハビリテーション事業所	<p>⑤モニタリング</p> <p>○歯科衛生士等による月1回、介護職員等による毎回</p> <p>⑥事後のアセスメント</p> <p>○目標の達成度合、口腔内の状態の変化等の評価</p> <p>⑦地域包括支援センターへの報告</p> <p>○目標の達成度合、口腔内の状態の変化等の報告</p> <p>※医師、歯科医師との連携を充実させる。</p>	